

国立大学法人和歌山大会計規則

制 定 平成16年 4月 1日  
 法人和歌山大学規程第 74 号  
 最終改正 平成18年10月 5日

目次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
- 第2章 勘定科目及び帳簿組織（第7条―第9条）
- 第3章 予算（第10条―第13条）
- 第4章 出納（第14条―第25条）
- 第5章 資金（第26条―第30条）
- 第6章 資産（第31条―第34条）
- 第7章 契約（第35条―第41条）
- 第8章 決算（第42条―第44条）
- 第9章 内部監査（第45条）
- 第10章 弁償及び責任（第46条―第48条）
- 第11章 雑則（第49条）

**第1章 総則**

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）の財務及び会計に関する基準を定め、業務の適正かつ効率的な実施を図るとともに、財政状態及び運営状況を明らかにすることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本学の財務及び会計に関しては、国立大学法人法（平成15年法律第112号）（以下「法人法」という。）及び国立大学法人に関する省令（平成15年文部科学省令第57号）（以下「文部科学省令」という。）その他国立大学法人の財務及び会計に関し適用又は準用される法令等の規定によるほか、この規則の定めるところによる。

（会計年度）

第3条 本学の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（会計事務の総括）

第4条 本学の学長（以下「学長」という。）は、本学の財務及び会計に関する業務（以下「会計事務」という。）を総括する。

（会計機関）

第5条 本学は、会計事務の適正な運営を計るため、次の各号に掲げる会計機関を設ける。

- （1） 契約担当役 契約その他収入又は支出の原因となる行為を担当する。
- （2） 予算・決算担当役 予算編成及び予算振替、予算執行の結果集計の統括、債務者に対する支払の請求、各勘定科目間の振替処理の妥当性及び財務諸表等の作成・保管を担当する。
- （3） 資金担当役 現金、預金及び有価証券の出納保管並びに資金の調達・運用を担当する。

## 会計規則

- (4) 財産管理担当役 動産（現金、預金及び有価証券を除く。以下同じ。）、不動産及び無形資産の管理及び処分を担当する。
- 2 前項に規定する会計機関のほか、事務の範囲を定めて分任会計機関を設けることができる。
- 3 会計機関の事務を担当する者及びその事務を代理する者並びに事務の範囲は、別に定める。
- 4 学長は、会計機関に事故があるとき又は必要と認めるときは、あらかじめ指定する役員又は職員にその事務を代理させ又は会計機関の職務を自ら行うことができる。
- 5 会計機関の事務を担当する者は、必要があるときは、他の職員又は職員以外の者にその事務の一部を補助させることができる。
- 6 この規則のうち、第1項各号に掲げる会計機関についての規定は、第2項、第4項及び前項に規定する会計機関について準用する。  
(会計機関の兼務の禁止)
- 第6条 会計機関のうち、予算・決算担当役と資金担当役は、兼務することができない。

## 第2章 勘定科目及び帳簿組織

(勘定科目)

第7条 本学の取引は、別に定める勘定科目により区分して整理する。

(帳簿等)

第8条 取引の記録整理は、すべて仕訳伝票及び会計帳簿により行わなければならない。

(帳簿の締め切り)

第9条 予算・決算担当役は、会計帳簿を毎月次に締め切り、年度毎に更新するものとする。

2 決算担当役は、毎月末日に総勘定元帳の口座の金額について関係帳簿と照合し、記入の正確性を確認しなければならない。

## 第3章 予算

(予算目的)

第10条 予算は、教育研究その他の活動の計画に基づき、明確な方針のもとに編成し、本学の円滑な運営に資することを目的とする。

(予算単位)

第11条 本学の予算単位及び予算責任者は別に定める。

(予算責任者の権限及び責任)

第12条 予算責任者は、当該予算単位における予算案の作成及び予算の執行について、権限と責任を有する。

(予算管理)

第13条 予算の編成、実施その他必要な事項は、別に定める。

## 第4章 出納

(金銭及び有価証券の範囲)

第14条 この規則において金銭とは、現金、預金（当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、郵便貯金及び金銭信託をいう。）、他人振出小切手、郵便為替証書、振替貯金払出証書及び官公署の支払通知書をいう。

2 有価証券とは、国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債権をいう。）その他文部科学大臣の指定する有価証券をいう。

3 有価証券の取扱いは、金銭に準ずる。

（出納保管業務の責任者）

第15条 資金担当役は、金銭の出納及び保管に関する業務を管理し、当該業務を取り扱わせるため、出納の責任者（以下「出納員」という。）を置く。

2 金銭の出納は、資金担当役の所定の決裁に基づき出納員が行う。

（出納保管）

第16条 資金担当役及び出納員は、善良な管理者の注意をもって金銭を出納保管しなければならない。

（取引金融機関の指定等）

第17条 取引金融機関（郵便局を含む。以下同じ。）との取引の開始又はその変更は、学長の決裁を得て行う。

2 本学が取引金融機関に設ける預金口座及び貯金口座は、学長の名義とし、その登録印鑑は、学長の印鑑とする。ただし、学長が必要と認める場合は、学長と異なる名義及び印鑑とすることができる。

（収入）

第18条 予算・決算担当役は、収入の内容を検討し、債務者に対して納入金額及び納入期限並びに納入場所を明らかにし、納入の請求をしなければならない。ただし、業務上直ちに収入金の収納を必要とするときは、収納後においてその内容を調査し、収入を確定することができる。

2 資金担当役は、前項の規定に基づいて、収入金を収納しなければならない。

3 資金担当役は、現金、金融機関における口座振替又は口座振込のほか、次の各号に掲げる小切手又は証書をもって収入金を収納することができる。

（1）小切手（学長が指定するものに限る。以下同じ。）

（2）郵便為替証書

（3）振替貯金払出証書

4 資金担当役は、収入金を収納したときは、領収証書を納入者に交付するものとする。ただし、口座振込の場合は、領収証書の発行を省略することができる。

5 出納員は、収入金を収納したときは、特段の事情がある場合を除き、取引金融機関に預け入れなければならない。

（債権の督促）

第19条 予算・決算担当役は、納入期限までに払込みをしない債務者に対し、その払込みを督促し、収入の確保を図らなければならない。

（債権の放棄等）

第20条 資金担当役は、徴収不能となっている債権を放棄する場合は、学長の承認を得なければならない。

## 会計規則

### (支出)

第21条 予算・決算担当役は、支出金の支払いに当たっては、受取人からの請求書、その他取引を証する書類により、その内容を検討し、支出を確定しなければならない。

2 資金担当役は、金融機関における口座振替、口座振込又は小切手の振出により支出金の支払いを行うものとする。ただし、業務上特に必要があるときは、現金をもって支払うことができる。

3 資金担当役は、支出金の支払いを行ったときは、領収証書を徴取しなければならない。ただし、口座振込の場合には、振込依頼銀行の振込通知書等をもって、これに替えることができる。

### (債権及び債務の管理)

第22条 予算・決算担当役は、債権及び債務について、発生から消滅までを会計帳簿に記載し、常にその残高を明確にしなければならない。

### (預り金等)

第23条 本学の収入又は支出とならない金銭の受け払いについては、第18条第4項及び第5項並びに第21条第3項の規定を準用する。

### (仮払い)

第24条 予算・決算担当役は、経費の性質上又は業務運営上必要があるときは、出納員に仮払いを行わせることができる。

### (出納事務取扱)

第25条 出納事務に関する手続その他の事項は、この規則によるほか別に定める。

## 第5章 資金

### (資金の管理業務)

第26条 資金担当役は、資金繰り状況を検討し、資金の調達又は運用に關し的確な施策を講じ、学長の決裁を得て適時に実施しなければならない。

### (資金の調達)

第27条 短期的な資金を調達するための短期借入金は、中期計画に定めた限度内で学長の決裁を得て行う。

2 学長が必要と認める場合は、法人法第33条に定める長期借入金をし、又は和歌山大学法人債を発行することができる。ただしその場合には、経営協議会の審議、役員会での議決を経て、文部科学大臣の認可を受けてから行わなければならない。

### (余裕金の運用)

第28条 資金担当役は、業務の執行に支障がない範囲で、法令の定めるところにより余裕金を運用することができる。

### (担保の提供)

第29条 資産の担保に供するときの必要な事項は、別に定める。

### (資金の貸付、出資、債務の保証)

第30条 資金の貸付、出資、債務の保証及びこれらに類する一切の行為は、学長の承認を得なければならない。

## 第6章 資産

### (固定資産の範囲)

第31条 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産とする。

### (固定資産の減価償却及び減損に関する処理)

第32条 有形固定資産は、当該資産の耐用年数にわたり、また、無形固定資産は、当該資産の有効期間にわたり、定額法によってその取得原価を各会計年度に配分し、減価償却資産の耐用年数等に係る省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める基準を勘案して、減価償却を行うものとする。

2 有形固定資産及び無形固定資産は、法令等及びこの規則の定めるところにより、必要に応じ減損に関する処理を行わなければならない。

3 前項の減損処理に関する必要な事項は、別に定める。

### (たな卸資産の範囲)

第33条 たな卸資産は、商品、製品・副産物及び作業くず、半製品、原料及び材料、仕掛品、消耗品等（貯蔵品）で相当額以上のものとする。

### (資産の管理)

第34条 資産の管理について必要な事項は、別に定める。

## 第7章 契約

### (契約の方法)

第35条 契約担当役は、売買、貸借、請負その他契約を締結する場合には、次項及び第3項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより一般競争に付さなければならない。

2 契約が次の各号の一に該当する場合には、指名競争に付することができる。

(1) 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争に付する必要がないとき。

(2) 一般競争に付することが不利と認められるとき。

(3) 予定価格が別に定める基準額を超えないとき。

3 契約が次の各号の一に該当する場合には、随意契約によることができる。

(1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

(2) 緊急の必要により、競争に付することができないとき。

(3) 競争に付することが不利と認められるとき。

(4) 予定価格が別に定める基準額を超えないとき。

4 業務運営上必要がある場合その他別に定める場合においては、第1項及び前項の規定にかかわらず指名競争に付し又は随意契約によることができる。

5 第1項及び第2項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び第1項の公告の方法その他競争について必要な事項は、別に定める。

### (入札の原則)

第36条 競争は、特に必要がある場合においてせり売りに付するときを除き、入札の方法をもってこれを行わなければならない。

### (落札の方式)

## 会計規則

第37条 契約担当役は、競争に付する場合は、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

2 支払の原因となる契約のうち別に定める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

3 その性質又は目的から第1項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、価格及びその他の条件が本学にとって最も有利なもの（前項の場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

（契約書の作成）

第38条 契約担当役は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合においては、これを省略することができる。

（保証金）

第39条 契約担当役は、競争に加わろうとする者から入札保証金を、契約を締結しようとする者から契約保証金をそれぞれ納めさせなければならない。ただし、特に必要がないと認められる場合には、それらの全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、有価証券その他の担保の提供をもって代えることができる。

（監督及び検査）

第40条 契約担当役は、工事又は製造その他の請負契約を締結したときは、自ら又は補助者に命じて契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

2 契約担当役は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。

（政府調達の取扱い）

第41条 政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）を実施するために必要な事項は、別に定める。

## 第8章 決算

（決算の目的）

第42条 決算は、本学の財政状態及び運営状況を明らかにし、国民に対し説明責任を果たすとともに、その内容の分析・検討を通じて経営の合理化に資することを目的とする。

（月次決算）

第43条 予算・決算担当役は、毎月末日において会計帳簿を締め切り、月次の財務状況を明らかにするため、合計残高試算表を作成し、速やかに学長に提出しなければならない。

（年度末決算）

第44条 予算・決算担当役は、毎会計年度末日において決算整理し、会計帳簿を締め切り、独立行政法人通則法第38条第1項に規定する財務諸表（以下「財務諸表」という。）、及

び決算報告書を作成しなければならない。

- 2 財務諸表及び決算報告書は、財務委員会及び経営協議会の審議、役員会での議決を経なければならない。
- 3 学長は、決定した財務諸表及び決算報告書について、監事及び会計監査人の意見を付し、当該事業年度終了後3ヶ月以内に文部科学大臣に提出し承認を受けなければならない。

## 第9章 内部監査

(監査)

第45条 内部監査については、別に定める。

## 第10章 弁償及び責任

(会計機関の義務及び責任)

第46条 各会計機関（各会計機関からその処理すべき事務の範囲を明らかにした書面によりその補助者として当該事務を処理することを命ぜられた職員を含む。）及び第40条第1項及び第2項の規定に基づき契約に係る監督又は検査を行うことを命ぜられた役員又は職員（以下「会計機関等」という。）は、本学の財務及び会計に関して適用又は準用される法令並びにこの規則に準拠し、善良な管理者の注意をもって、それぞれの職務を行わなければならない。

- 2 各会計機関等は、故意又は重大な過失により前項の規定に違反して、本学に損害を与えた場合には、その損害を弁償する責に任じなければならない。

(固定資産等の使用者の責任)

第47条 本学の役員及び教職員は、故意又は重大な過失により業務の遂行上使用する本学の固定資産及びその他の物品を亡失又は毀損した場合は、その損害を弁償する。

(検定)

第48条 学長は、前条に掲げる事実が発生したときは、その者につき、弁償の責任の有無及び弁償額を検定するものとする。

- 2 学長は、前項の規定により弁償責任があると検定したときは、その者に対して弁償を命ずるものとする。

## 第11章 雑則

(実施規則)

第49条 この規則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年10月5日一部改正：法人和歌山大学規程第532号）

この改正規則は、平成18年10月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。